

○財務省告示第四十号

たばこ事業法（昭和五十九年法律第六十八号）第四十条第二項の規定に基づき、製造たばこに係る広告を行う際の指針の全部を改正する件（平成十六年三月財務省告示第百九号）の一部を次のように改正する。

令和元年六月十四日

財務大臣 麻生 太郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>一 全体的指針 〔略〕</p> <p>〔1〕(3) 略</p> <p>(4) その他 たばこ広告以外の喫煙を促進させるような販売促進活動等に 関しても、本指針の趣旨を踏まえて配慮すること。なお、加熱 式たばこを加熱するための機器に係る広告についても、本指針 の趣旨を踏まえて配慮すること。また、情報通信手段の進展等 に伴い、たばこ広告等が国境を越えて伝達される可能性が高ま ることに留意すること。</p> <p>二 媒体等広告方法別の指針 〔略〕</p> <p>(1) テレビ、ラジオ及びウェブサイト等におけるたばこ広告 成人のみを対象とすることが技術的に可能な場合を除き、行 わないこと。</p> <p>(2) 〔略〕</p> <p>(3) はり札、看板及び建物その他の工作物等（電車及び自動車の 車両等を含む。）に掲出され又は表示されるたばこ広告 たばこの販売場所、喫煙所又は成人のみが利用する場所にお いて行うこと。</p> <p>(4) 見本たばこ、チラシ、カタログ及びパンフレット等の配布 成人に限定して行うこと。また、郵送等による場合を除き、 たばこの販売場所、喫煙所又は成人のみが利用する場所におい て行うこと。</p> <p>〔5〕(6) 略</p> <p>三 喫煙と健康との関係に関する適切な情報提供の指針 (1) たばこ広告の中には、以下のイからニに掲げる文言を、明瞭</p>	<p>一 全体的指針 〔同上〕</p> <p>〔1〕(3) 同上</p> <p>(4) その他 たばこ広告以外の喫煙を促進させるような販売促進活動等に 関しても、本指針の趣旨を踏まえて配慮すること。また、情報 通信手段の進展等に伴い、たばこ広告等が国境を越えて伝達さ れる可能性が高まることに留意すること。</p> <p>二 媒体等広告方法別の指針 〔同上〕</p> <p>(1) テレビ、ラジオ及びインターネット等におけるたばこ広告 成人のみを対象とすることが技術的に可能な場合を除き、行 わないこと。</p> <p>(2) 〔同上〕</p> <p>(3) はり札、看板及び建物その他の工作物等（電車及び自動車の 車両等を含む。）に掲出され又は表示されるたばこ広告 たばこの販売場所及び喫煙所において行う場合を除き、公共 性の高い場所では行わないこと。</p> <p>(4) 見本たばこ、チラシ、カタログ及びパンフレット等の配布 成人に限定して行うとともに、公共性の高い場所では行わな いこと。</p> <p>〔5〕(6) 同上</p> <p>三 喫煙と健康との関係に関する適切な情報提供の指針 たばこ広告の中には、以下の(1)から(5)に掲げるたばこの消費と</p>

に、読みやすいよう表示するものとする。ただし、面積が著しく小さい広告その他のイからニに掲げる文言の全部を表示することが困難な広告については、当該広告の周囲にイからニに掲げる文言を表示する方法等により、たばこの消費と健康との関係に関して注意を促す文言を示すことができる。

〔削る〕

〔削る〕

〔削る〕

〔削る〕

〔削る〕

イ 別表第一の上欄に掲げる区分に応じ同表の下欄に掲げる文言

ロ たばこ事業法施行規則（昭和六十年大蔵省令第五号。以下

「規則」という。）別表第四に掲げる文言（規則第三十六条第十項の規定により財務大臣が定める紙巻等たばこに係る広告を除く。）

ハ 規則第三十六条の二の規定により消費者に誤解を生じさせないために表示する文言

健康との関係に関して注意を促す文言を、明瞭に、読みやすいよう表示するものとする。ただし、面積が著しく小さい広告その他の(1)から(5)に掲げる文言の全部を表示することが困難な広告については、この限りでない。

(1) 「喫煙は、あなたにとって肺がんの原因の一つとなり、心筋梗塞・脳卒中の危険性や肺気腫を悪化させる危険性を高めます。」

(2) 「未成年者の喫煙は、健康に対する悪影響やたばこへの依存をより強めます。周りの人から勧められても決して吸ってはいけません。」

(3) 以下に掲げる文言のうちの一つ
「妊娠中の喫煙は、胎児の発育障害や早産の原因の一つとなります。」

「たばこの煙は、あなたの周りの人、特に乳幼児、子供、お年寄りなどの健康に悪影響を及ぼします。喫煙の際には、周りの人の迷惑にならないように注意しましょう。」

「人により程度は異なりますが、ニコチンにより喫煙への依存が生じます。」

(4) たばこ事業法施行規則第三十六条第二項の規定により同規則別表第三に掲げる文言

(5) たばこ事業法施行規則第三十六条の二第一項の規定により表示される文言

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

二 規則第三十六条の三の規定により消費者に誤解を生じさせ

ないために表示する文言

(2) 面積が小さい広告又は長期固定の店舗設備としての機能を有する物品に掲載する広告（それぞれ紙巻たばこ、葉巻たばこ、パイプたばこ、刻みたばこ及び加熱式たばこに係る広告に限る。）に(1)イに規定する文言を表示しようとする場合は、(1)イに規定する文言に代えて、別表第二の上欄に掲げる区分に応じ、同表の下欄に掲げる文言を表示することができる。

(3) たばこ事業法（昭和五十九年法律第六十八号）第三十八条第一項の規定により同法第二条第三号に規定する製造たばこことみなされる場合における(1)及び(2)の規定の適用については、(1)ロ及びニ並びに(2)の規定は適用しないものとし、(1)中「イからニ」とあるのは「イ及びハ」と、(1)イを「イ たばこ事業法施行規則（昭和六十年大蔵省令第五号。以下「規則」という。）別表第五に掲げる文言の一及び規則別表第六に掲げる文言」とする。

四 「略」

四 「同上」

別表第一（第三号(1)イ関係）

「新設」

紙巻たばこ、葉巻たばこ、パイプたばこ及び刻みたばこに係る広告	規則別表第一の紙巻たばこ、葉巻たばこ、パイプたばこ及び刻みたばこの項下欄に掲げる文言の一、規則別表第二の紙巻たばこ、葉巻たばこ、パイプたばこ及び刻みたばこの項下欄に掲げる文言の三の紙巻たばこ、葉巻たばこ、パイプたばこ、刻みたばこ及び加熱式たばこの項下欄に掲げる文言
加熱式たばこに係る広告	規則別表第一の加熱式たばこの項下欄に掲げる文言の一、規則別表第二の加熱式たば

「新設」

「新設」

「新設」

四 「同上」

「新設」

別表第二（第三号(2)関係）

	この項下欄に掲げる文言及び規則別表第三の紙巻たばこ、葉巻たばこ、パイプたばこ、刻みたばこ及び加熱式たばこの項下欄に掲げる文言
かみたばこに係る広告	規則別表第一のかみたばこの項下欄に掲げる文言の一、規則別表第二のかみたばこの項下欄に掲げる文言及び規則別表第三のかみたばこ及びかぎたばこの項下欄に掲げる文言
かぎたばこに係る広告	規則別表第一のかぎたばこの項下欄に掲げる文言の一、規則別表第二のかぎたばこの項下欄に掲げる文言及び規則別表第三のかみたばこ及びかぎたばこの項下欄に掲げる文言
紙巻たばこ、葉巻たばこ、パイプたばこ及び刻みたばこに係る広告	「20歳未満の者の喫煙は禁じられています。たばこの煙は、あなたや周りの人が肺がん、虚血性心疾患、脳卒中になる危険性を高めます。」
加熱式たばこに係る広告	「20歳未満の者の喫煙は禁じられています。加熱式たばこの煙（蒸気）は、発がん性物質が含まれるなど、あなたや周りの人の健康への悪影響が否定できません。」

〔新設〕

備考 表中の「」の記載は注記である。

附 則

1 この告示は、公布の日から適用する。ただし、この告示による改正後の第三号の規定は、健康増進法の一部を改正する法律（平成三十年法律第七十八号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日から適用する。

2 前項ただし書の規定にかかわらず、製造たばこに係る広告（次項に掲げるものを除く。）に関するこの告示による改正後の第三号の適用については、令和二年六月三十日までの間は、なお従前の例によることができる。

3 令和二年六月三十日までに発売される新聞紙及び雑誌その他の刊行物に掲出され又は表示される製造たばこに係る広告に関するこの告示による改正後の第三号の適用については、なお従前の例によることができる。